

地域包括支援センターは身近な総合相談の窓口

地域包括支援センターは、介護・医療・福祉などの専門職が連携してさまざまな面から総合的な支援を行います

困りごとのご相談に

- 介護や生活に関する相談や心配ごとなどさまざまなご相談をお受けします
- 認知症に関する相談をお受けします

権利を守るために

- 成年後見制度の紹介をします
- 高齢者虐待に関する相談をお受けします

自立して生活できるように

- 要支援1・2の人や体の弱まりが見られる高齢者の介護予防の支援をします

暮らしやすい地域のために

- 地域サロンやコミュニティカフェの活動を支援します

<地域包括支援センター>

名 称	担 当	連 絡 先
本町地区地域包括支援センター	本町地区	076-246-8005
富奥地区地域包括支援センター	富奥地区	076-248-7676 (グループホームあんのん内)
郷・押野地区地域包括支援センター	郷・押野地区	076-256-3520 (南ヶ丘病院内)

介護保険のサービスで分からないことや苦情などはありませんか？

「サービス事業者の対応が悪い」「サービスをもっと上手く利用したい」など、サービスに関する不満や疑問、その他相談したいことがある場合は、下記の窓口にご相談ください。

①利用しているサービス提供事業者

各事業者は、提供したサービスに関して、利用者や家族からの苦情に対応するための相談窓口を設置しています。

②担当のケアマネジャー、地域包括支援センター職員

ケアプラン（介護予防ケアプラン）に位置づけられたサービス等について、利用者から苦情があった場合は、利用者や事業者から事情を聞き、適切な対応を行います。

③市町村窓口

野々市市介護長寿課では、苦情に対して調査、指導、助言を行います。

④石川県国民健康保険団体連合会（国保連）

介護サービス苦情相談窓口 電話 076-231-1110 を開設しています。
（受付時間 午前9時～午後5時 土曜日、日曜日、祝日を除く）



目次

健康づくり

生活習慣病予防 健康・栄養相談	3
各種健康診査	3

生きがいづくり

老人福祉センター椿荘	3
老人クラブ	3
寿大学校・寿大学院	4
公民館・女性センターサークル	4
健康クラブ	4
市内スポーツ施設	5
シルバー人材センター（会員登録）	5
ボランティア	5
敬老福祉金	5

安心・安全な生活

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯登録	6
傾聴ボランティア	6
ほっと安心（配食）サービス	6
特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金	6
見守りあんしんシステム事業	7
認知症高齢者等見守りシール事業	7
自立支援型ショートステイ事業	8
自立支援型日常生活用具購入助成	8
高齢者・母子及び身体障害者除雪助成事業	8
シルバー人材センター（仕事依頼）	9
避難行動要支援者名簿登録	9
のの119シート	9
コミュニティバス「のっティ」	9
運転免許証自主返納支援事業	10
いしかわ支え合い駐車場	10
車いすの貸出	10
消費生活相談	10
空き家の放置防止	11

介護予防

介護予防教室	12
いきがいセンター	12
地域サロン・コミュニティカフェ	12

在宅福祉サービス（要介護認定のある方）

紙おむつ購入助成・外出支援サービス	13
寝具洗濯乾燥・理美容サービス	13
在宅支援型住宅リフォーム推進事業	14

認知症対策

認知症相談	14
認知症サポーター養成講座	15
高齢者見守りSOSネットワーク	15
福祉サービス利用支援事業	15

権利擁護

成年後見制度	16
高齢者虐待防止	16

介護保険制度

介護保険制度について	18
介護保険料	19
サービス利用の流れ	21
基本チェックリスト	22
要介護認定申請からサービス利用まで	23

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業	24
介護予防サービス	26
介護サービス	29

介護給付

自己負担の割合	36
居宅介護サービス費等にかかる利用料の減免	36
高額介護（介護予防）サービス費の支給	37
高額医療・高額介護合算制度	37
居住費・食費の軽減（負担限度額認定）	38
介護保険サービス利用料の助成	39
介護保険の支給限度額超過分の助成	39

医療費控除・障害者控除

医療費控除	40
障害者控除	41

健康づくり

生活習慣病予防 健康・栄養相談

血液検査の結果などをもとに保健師・管理栄養士が生活習慣病や食事についての相談に応じます。

対 象 者 市民 ※完全予約制

問い合わせ 健康推進課（保健センター内） ☎ 248-3511

各種健康診査

加入している医療保険や年齢によって受けることのできる健診が違います。国民健康保険加入者は特定健診、75歳以上は後期高齢者健診、生活保護世帯の方は一般健診です。その他に、がん検診があります。

対 象 者 40歳以上の市民

問い合わせ 健康推進課（保健センター内） ☎ 248-3511

保険年金課 ☎ 227-6071

生きがいくくり

老人福祉センター椿荘

いきがいのある生活を送るための施設です。各種サークル、教養の向上等を行っています。

対 象 者 60歳以上の市民

使 用 料 無料

休 館 日 第1・3・5日曜日、第2・4月曜日、年末年始
敬老の日を除く祝日、8/15 ※木・土は送迎バス・風呂休み
※施設の大規模改修工事のため令和7年9月から令和8年10月まで全面休館を予定しています。

問い合わせ 老人福祉センター椿荘 ☎ 246-5570
矢作3丁目1-2

老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものとするため、健康の増進と教養の向上を目指すとともにレクリエーション等を通じ地域社会との交流を深めて高齢者の福祉増進を図っています。

対 象 者 60歳以上の市民

問い合わせ 老人クラブ連合会（社会福祉協議会内） ☎ 246-0112

寿大学校・寿大学院

寿大学校では、歴史、教養、健康など多彩な内容を年間を通して学びます。修了した人は、寿大学院に進むことができ、専門課程として書、園芸、コーラス、絵てがみ、ストレッチ＆ヨガ、歴史・文学、水墨画、コミュニケーションと心理学、食と料理の9コースがあり、各自の希望に合わせて選択できます。

対 象 者 寿大学校：60歳以上の市民で、1年間通して受講できる方
寿大学院：寿大学校修了者で、1年間通して受講できる方

募 集 時 期 寿大学校：年1回（4月）
寿大学院：年1回（3月）

問い合わせ 中央・野々市公民館（にぎわいの里ののいち カミーノ内） ☎ 248-0521
または生涯学習課 ☎ 227-6116

公民館・女性センターサークル

公民館・女性センターで行われているサークル活動です。各サークルの活動内容や活動日時等については、市ホームページ（QRコード）をご確認いただくか下記にお問い合わせください。



市ホームページ

対 象 者 市民

問い合わせ

野々市公民館	☎ 248-0521	富奥公民館	☎ 248-0829
郷公民館	☎ 248-0520	押野公民館	☎ 248-2839
女性センター	☎ 246-0810	または生涯学習課	☎ 227-6116

健康クラブ

市民体育館及びスポーツセンターを会場として毎週2回、軽スポーツを行っています。

対 象 者 おおむね60歳以上の人

問い合わせ 若葉健康クラブ ☎ 080-4257-4079（村上）
椿健康クラブ ☎ 090-2036-0318（米谷）

市民体育館、スポーツセンター、スポーツランドなどで、トレーニングやスイミングを行えます。利用できる種目、施設利用料や利用時間については、市ホームページをご覧ください。各施設にお問い合わせください。

問い合わせ	市民体育館	☎ 248-1223
	スポーツセンター	☎ 294-5511
	スポーツランド	☎ 294-5800

仕事の依頼を受けた場合に、会員の希望・経験・体力などをよく考え、仕事の発注者や会員との合意の上で仕事をします。

問い合わせ シルバー人材センター ☎ 294-8303

ボランティア活動、ボランティア保険については、市ボランティアセンターにお問い合わせください。

問い合わせ ボランティアセンター（社会福祉協議会内） ☎ 246-0112

多年にわたり社会に尽くしてきた長老者の労をねぎらうとともに、その長寿をお祝いするため、祝金を贈っています。

対象年齢	金 額
88歳	20,000円
100歳	100,000円
101歳以上	10,000円

※ 88歳の方は9月1日を基準日として、100歳以上の方は誕生日の後に進呈します。なお、1年以上継続して市内に住所を有する人に限ります。

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

安心・安全な生活

ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の登録

健康状態等で、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯での生活が不安だと思われる方に、高齢者福祉サービスの紹介や民生委員の見守り等の支援を行います。

対象者 ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

傾聴ボランティア事業

傾聴ボランティアが自宅に訪問し、会話する中で安心感を与え、孤独感を解消します。

対象者 高齢者で希望する人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

ほっと安心（配食）サービス

調理や買い物が困難な方等に対して、安否確認のため自宅へ弁当を配達します。

対象者 安否確認または健康管理が必要と認められる人で、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯、日中独居の要支援・要介護認定者の人（事前に家庭訪問し要否を判定します）

助成額 200円／1日

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

特殊詐欺被害防止対策機器購入補助金

特殊詐欺事件の被害を未然に防止するために、自動通話録音装置などの機能が備わった機器の購入費用に対して補助金を交付します。

対象者 市内に住所を有する65歳以上の方（以下、高齢者）で、以下のいずれかに該当する人

- ・ひとり暮らしの人
- ・高齢者だけで生活されている世帯
- ・日中に高齢者のみとなる世帯

補助対象額 対象機器の購入費用の2分の1（上限1万円）
※千円未満の端数がある場合は切り捨て

対象機器 着信の相手方に対して、「この通話は、振り込め詐欺防止のため、録音されます。」などの自動音声流れ、通話内容を自動録音する機器。

問い合わせ 総務課 ☎ 227-6051

見守りあんしんシステム事業

ひとり暮らし高齢者等が安全に安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報装置を貸与し、急病や事故等の緊急事態に対処するとともに、健康・医療相談に専門のスタッフが24時間体制で対応します。

対 象 者 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の登録をしている人

費 用 利用料 年額3,603円（月額300.3円）

設置工事費 6,000円

※生活保護受給世帯は無料

設置する前に現在使用している電話回線の調査に伺います。

回線の利用ができない場合や固定電話がない場合については、携帯電話回線利用のため別途費用（月1,100円）がかかります。

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

認知症高齢者等見守りシール事業

令和7年6月から、市の高齢者等SOSネットワーク事業の一環として、「どこシル伝言板」システムを使った「見守りシール」の配布を開始します。内灘町、金沢市でも同様の事業が行われています。

概 要

認知症や認知症の疑いにより、行方不明になる恐れのある高齢者等のご家族の方に、QRコードが印刷された見守りシールを配布します。

このシールを、対象者の服や持ち物に貼り付けておき、行方不明発生時に発見者がスマートフォン等で読み取ることで、インターネット上の伝言板が表示されます。

また、QRコードの読み取り時や、伝言板への書き込みがあった際には、家族等へメールが自動送信されます。

発見者と家族等は、個人情報を開示することなく、伝言板を介して直接やり取りが可能なため、発見から保護、引き渡しを安心・安全・迅速に行うことができます。

配布対象者

認知症等高齢者で行方不明になる可能性のある市民（同時にSOSネットワークの登録もお願いします）

保護対象者が行方不明になったら

- ①伝言板に行方不明になった日時や場所などの情報を入力します。（市で情報を登録します。行方不明が発生したら、介護長寿課にご連絡ください。併せて最寄りの警察署へ捜索願を届け出てください。）
- ②対象者が発見され、発見者がQRコードを読み取ると、瞬時に家族等へ発見通知メールが送られます。また、発見者が発見情報を入力・送信すると、伝言板を介して発見者と家族等が直接やり取りできるようになります。
- ③発見者からの情報をもとに、家族等が対象者を迎えに行きます。
- ④お迎え完了後は、伝言板を「完了済」にして、やり取り内容を消去します。

自立支援型ショートステイ事業

家族が不在になるなど、自宅で1人で過ごすことが心配な高齢者を年14日を上限に、一時的に市の指定する施設でお預かりします。

対 象 者 要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の人で同居家族の一時的な不在などにより日常生活の援助を受けることができない人

利 用 料 利用料：1日451円～ 、送迎片道：184円
食事代等、別途費用がかかります。

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

自立支援型日常生活用具購入費助成

要介護状態への進行を防止し、自立した生活ができるよう支援するため、日常生活用具の購入費を助成します。

対 象 者 用具が必要と認められる人で、本人の住民税が非課税で、要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の人

助 成 額 用具の購入金額の90%（支給限度額 2万円）

対 象 用 具 入浴補助用具・歩行補助用具・排せつ関連用具・手すり

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

高齢者・母子及び身体障害者除雪助成事業

屋根及び玄関から生活道路までの除雪にかかる費用を助成します。

対 象 者 住民税非課税世帯の高齢者・母子・身体障害者及び療育手帳Aの人のみで構成される世帯

助成限度額 1回の除雪にかかる費用の50%を助成
ただし、1回18,000円までで、1冬期間5万円を上限とします

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067

シルバー人材センター（仕事依頼）

健康で働く意欲のある高齢者が、専門業者に依頼するほどでもないちょっとした暮らしの困りごとを解決します。

対 象 者 市民

内 容

- ・ふすまや障子の張替え、網戸の張替え
- ・部屋の掃除や洗濯などの家事援助
- ・電球の取替え、玄関先の除雪 等

■ゴミ出しサービス（一般ゴミを集積所まで運びます。）
8枚つづり1,000円の券を購入（購入時から1年間有効）

問い合わせ シルバー人材センター ☎ 294-8303

避難行動要支援者名簿登録

災害時に迅速な避難を行うため、在宅の人で避難に支援を必要とする人の名簿を作成しています。この名簿は、災害時において避難支援や安否確認のため避難支援者に提供します。

対 象 者

- ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・要介護3以上の認定を受けた人
- ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた人
- ・療育手帳Aの交付を受けた人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

のの119シート

急変時に救急隊が医療機関へ搬送の際に必要な情報を1枚にまとめたものです。

対 象 者 65歳以上の人

問い合わせ 介護長寿課 ☎ 227-6067

コミュニティバス「のっティ」

運賃は100円です。公共施設や病院、買い物など気軽にお出かけください。バスの床が低いので乗り降りも簡単です。回数券（11枚つづり1,000円、23枚つづり2,000円）も販売しています。

対 象 者 どなたでも利用可能

問い合わせ 都市整備課 ☎ 227-6118

運転免許証自主返納支援事業

自動車に代わる交通機関の10,000円相当の乗車券を交付します。以下から1つを選択することができます。

- ① のっティ・のんキー共通回数券
- ② ICカード「ICa」（北陸鉄道株式会社）
- ③ ICカード「ICOCA」（IRいしかわ鉄道株式会社）
- ④ タクシー乗車券

対 象 者 有効期間内に運転免許証を自主返納された65歳以上の人
※返納した日から60日以内に申請してください。

問い合わせ 総務課 ☎ 227-6051

いしかわ支え合い駐車場

日常的に多くの人々が利用される施設の障害者等用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を交付します。

対 象 者 障害者や高齢者（要介護1以上）などで歩行が困難な人

交 付 窓 口 介護長寿課 ☎ 227-6067
福祉総務課 ☎ 227-6063
健康推進課 ☎ 248-3511

車いすの貸出

住宅で生活する中で、一時的に車いすが必要な場合に、車いすを無料で貸出します。貸出期間は2週間です。

対 象 者 市民

問い合わせ 老人福祉センター椿荘 ☎ 246-5570
社会福祉協議会 ☎ 246-0112

消費生活相談

契約・解約についての疑問やトラブルになった時の相談をお受けします。また、消費者トラブルに遭わないための防止策や解決方法について出前講座を行います。

対 象 者 市民

問い合わせ 消費生活センター（市民協働課内） ☎ 227-6054

住宅をお持ちの方へ（空き家の放置防止について）

近年、空き家の増加が社会問題になっています。

空き家を放置すると**様々な問題**が発生します。建物が傷み、瓦や外壁の落下などによって、他人に損害を与えたときは、所有者が損害賠償などの**管理責任**を問われることがあります。

建物が老朽化して問題が大きくなってから対処しようとしても、解決に時間がかかってしまうことがあります。

ぜひ、今のうちから建物の今後について考えてみましょう。



住まいの“これから”について、家族で話し合しましょう

誰に引き継ぐか、誰が管理するか、あらかじめ決めておきましょう。

長期間不在となる場合は、お知らせしましょう

長期間不在となる場合は、ご近所や町内会の方に連絡しておきましょう。本人や家族の連絡先を教えておくことで安心です。



「空き家バンク」の利用を考えてみましょう

「空き家バンク」とは、空き家の売却や賃貸を希望する場合に、市に空き家情報を登録し、利用を希望する方に情報を提供する制度です。

（担当）企画財政課 ☎ 227-6028



家財道具の処分を考えておきましょう

家財道具などの持ち物がたくさん残っていて、なかなか売却や解体ができないことがあります。前もって処分の費用なども調べておきましょう。**持ち物の整理**を早めにしましょう。

相続登記を忘れずに行いましょう

相続などで所有者が変わったら、**所有権移転登記**を早めに済ませ、現在の所有者を明確にすることが大切です。所有権の移転登記が行われていない場合、売却などの際にトラブルの原因になる可能性があります。今後の世代が困らないように、現時点で所有する物件の登記は正しく行っておきましょう。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

【お問合せ】

野々市市の空き家全般に関する相談

建築住宅課 ☎227-6087

売買、賃貸、管理、改修、解体、相続等の相談

石川県空き家総合相談窓口 ☎076-291-2255（平日9:00～17:00）

〔（公社）石川県宅地建物取引業協会内〕



介護予防

介護予防教室

元気で活動的な生活が続けるために、介護予防（介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防する取り組み）の講話や体操を行います。

対 象 者 市民または市内の団体等が主催する会合等

内 容

- ・自宅でできる簡単な運動について
- ・筋肉を強くするための食事について
- ・認知症とその予防について
- ・お口ケアについて など

費 用 無料

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

いきがいセンター

週1回程度、趣味活動や軽運動などの介護予防活動を行います。

対 象 者 おおむね65歳以上で自宅に閉じこもりがちで、要支援または要介護認定を受けていない人（事前に家庭訪問し要否を判定します）

費 用 1回800円（昼食・入浴・送迎あり） ※生活保護世帯は400円

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

地域サロン・コミュニティカフェ

地域の集会場などで地域の住民が集まり、体力維持の体操や団らんを楽しみます。開催場所などの詳細はお問い合わせください。新規に立ち上げたい人もご相談ください。

対 象 者 市民

問い合わせ 地域包括支援センター（P 1 参照）

在宅福祉サービス

紙おむつ購入助成・外出支援サービス

在宅での生活を継続できるよう支援するため、指定の店舗で紙おむつ（尿取りパッド及びパッド用ホルダーを含む）を購入できる助成券及びタクシーの利用料を助成する券を交付します。

- 対 象 者** 要介護1～5の在宅の人
- 交 付 枚 数** 介護度に応じた助成券（500円券）の枚数
年間最大 要介護1、2：156枚
要介護3～5：180枚
※申請月によって交付枚数が変わります

要支援認定者の閉じこもり予防及び外出を支援するため、コミュニティバスのつていの乗車券を交付します。

- 対 象 者** 要支援1、2の在宅の人
- 交 付 枚 数** 年間最大 120枚
※申請月によって交付枚数が変わります
- 問い合わせ** 介護長寿課 ☎ 227-6067

寝具洗濯乾燥・理美容サービス

在宅での生活を継続できるよう支援するため、指定の事業所で利用できる寝具洗濯乾燥及び理美容の共通のサービス券（1,000円券）を交付します。

- 対 象 者** 要介護2～5の在宅の人
- 交 付 枚 数** 年間最大 20枚
※10月以降に申請があった場合、10枚
- 利 用 料** ・寝具洗濯乾燥の利用料
掛布団：1枚4,000円
敷布団：1枚4,000円
毛 布：1枚2,000円
・理美容（自宅への出張サービス）
料金は各理美容店へお問い合わせください
- 問い合わせ** 介護長寿課 ☎ 227-6067

在宅支援型住宅リフォーム推進事業

介護保険対象の住宅改修を、保険給付限度額を超えて行う場合の助成制度です。

対 象 者 要支援１・２、要介護１～５で、住民税非課税世帯または生活保護世帯の人
ただし、住民票上世帯が異なる（世帯分離している）同居家族がおり、その方が住民税が課税されている場合は対象となりません。

助 成 限 度

対象区分	助成率	助成限度額
生活保護世帯	100%	100万円
住民税非課税世帯	90%	100万円

※助成額は介護保険等から支給される額を引いた額となります。

申 請

事前と事後に申請が必要です。助成対象になる工事かどうか、必ず事前にご相談ください。

【事前申請に必要な書類】

- ① 申請書 ② 確約書 ③ 見積書（工事内訳書） ④ 改修前後の平面図
⑤ 改修前の写真（日付入り） ⑥ 賃貸住宅の場合は、賃貸人の承諾書

【事後申請に必要な書類】

- ① 工事完了届 ② 改修後の写真（日付入り） ③ 工事経費内訳書兼確認書
④ 助成金請求書 ⑤ 領収書

問い合わせ

介護長寿課 ☎ 227-6067

認知症対策

認知症相談

身近な場所で認知症に関する相談窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

【相談窓口】

相 談 窓 口		電 話	住 所
本町地区地域包括支援センター		246-8005	菅原町1番13号
富奥地区地域包括支援センター		248-7676	新庄2丁目14番地
郷・押野地区地域包括支援センター		256-3520	西部中央土地区画整理事業 施行地区56街区1番
グ ル ー プ ホ ー ム	あんのん	246-7700	新庄2丁目14番地
	イエローガーデン金沢白山	275-9771	柳町36番地2
	つばきれんげ	294-3737	蓮花寺町1番地1
	めいりんの里	248-8200	下林3丁目280番地

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりとして、「認知症サポーター」を養成しています。自治会、企業、学校などを対象に、認知症への正しい理解や、認知症の人やその家族を温かく支援するための接し方などをお伝えしています。

対 象 者 市内に在住・在勤・在学の方で10人以上の団体

申 し 込 み 地域包括支援センター（P1参照）

高齢者見守りSOSネットワーク

行方不明になる可能性がある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、高齢者が行方不明になった時に、地域の協力機関が業務に支障のない範囲で早期発見に協力します。

対 象 者 市内に居住する行方不明になるおそれのある
65歳以上の高齢者

問い合わせ 介護長寿課 ☎227-6067



福祉サービス利用支援事業

判断能力に不安のある高齢者や障害者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行い、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

日常なお金の管理のお手伝い	毎日の生活に必要なお金の出し入れ など
大切な書類などのお預かり	年金証書、不動産権利証、保険証書などの大切な書類 など
日常生活に必要な手続きのお手伝い	住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き など
福祉サービスの利用のお手伝い	サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報提供 など

利 用 料 1回1時間まで 1,350円 ※生活保護の受給者は無料

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎248-8210

権利擁護

成年後見制度

判断能力が不十分な人は、財産の管理や福祉サービスの利用契約、遺産分割など法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。

成年後見制度では、契約を本人に代わって行ったり（代理権）、本人が誤った判断で契約をした場合は、その契約を取り消すことのできる（同意権・取消権）などの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況に応じた保護や支援を行います。

区 分	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	全 く ない	成年後見人	監督人を選任することがあります
保 佐	特に不十分	保 佐 人	
補 助	不 十 分	補 助 人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

問い合わせ

金沢家庭裁判所

☎221-3225

高齢者虐待防止

あなたの周りにこんな事が起きていませんか？

高齢者の様子

- ☐説明のつかないけがや傷がある
- ☐「家にいたくない」「殴られる」等と言う
- ☐極端におびえたり、怖がったりする
- ☐強い無気力感やあきらめ、投げやりな様子がある
- ☐不自然な体重減少や極端に痩せてきた様子がある
- ☐他人の関与を必要以上に拒絶する
- ☐汚れたままの服装や悪臭の強い状態で過ごしている

など

養護者の様子

- ☐介護疲れや疾病等、つらそうな様子がある
- ☐高齢者を怒鳴っている声や、物を投げる音、叩く音など気になる音が聞こえる
- ☐高齢者に乱暴な言葉やののしるような言葉を投げる
- ☐高齢者に対して冷淡な言動や無関心な様子、支配的言動がある
- ☐高齢者を親戚や友人等に面会させないなど

虐待は5つに分類されています

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。

(例) ・たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせる

・転落・徘徊防止のために車いすやベッドに体や手足をひもなどで縛りつける など



② 心理的虐待

脅す、侮辱する、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

(例) ・排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる

・子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

③ 性的虐待

本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(例) ・性的行為を強要する

・懲罰的に下半身を裸にして放置する など



④ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(例) ・必要な金銭を渡さない、使わせない

・本人の年金や預貯金を勝手に使う など

⑤ 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

(例) ・食事を与えない、オムツを交換しない、受診させない など

もしも、気になる様子があったときは・・・

その様子自体が、高齢者本人にとって支援を必要としているサインかもしれません。

虐待であるかどうかははっきりわからない場合でも相談、通報してください。

養護者による
虐待相談窓口

本町地区地域包括支援センター

☎ 246-8005

富奥地区地域包括支援センター

☎ 248-7676

郷・押野地区地域包括支援センター

☎ 256-3520

養介護施設従事者等による
虐待相談窓口

市役所介護長寿課

☎ 227-6067

守秘義務により、誰が連絡、通報したかが周囲に漏れることはありません。